

議案第47号

大阪市事務分掌条例の一部を改正する条例案

大阪市事務分掌条例（昭和38年大阪市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「経済戦略局」を「経済戦略局  
I R推進局」に改める。

第2条中経済戦略局の項の次に次のように加える。

I R推進局

(1) 特定複合観光施設の誘致に関する事項

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

平成29年2月14日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

特定複合観光施設の誘致に関する事項を所管するI R推進局を市長の直近下位の内部組織として新設するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

(太字は改正)

大阪市事務分掌条例(抄)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次に掲げる組織及び職（以下「組織等」という。）を置く。

省 略

経済戦略局

**I R 推進局**

省 略

第2条 前条に掲げる組織等の分掌する事務は、次のとおりとする。

省 略

経済戦略局

(1) - (4) 省 略

**I R 推進局**

(1) **特定複合観光施設の誘致に関する事項**

省 略